

スズキマリーナ利用規約

【営業日】

- ・営業日は、各マリーナが毎年 年度初めに定める年間カレンダー通りといたします。

【営業時間】

マリーナ浜名湖	4～9月	9：00～17：30	10～3月	9：00～17：00
マリーナ三河御津	4～9月	9：00～18：00	10～3月	9：00～17：00
マリーナ富山／熊本	通年	9：00～17：00		

【定休日】

各マリーナ年間カレンダー通りといたします。

【マリーナ利用資格】

- ・艇置艇のご利用、上下架、作業依頼はマリーナ契約者（以下、契約者といいます。）に限らせていただきます。
- ・契約者の関係者の方がご利用の場合は事前に契約者がマリーナまで連絡してください。
契約者との関係を確認出来ない場合はご利用をお断りいたします。（法人所有の場合、事前に来場する利用者を会社の代表者又は担当者より連絡願います。）
- ・反社会的勢力の方、又はその関係者のご来場及びご利用は固くお断りいたします。
- ・契約者ご同伴者のマリーナ施設内での行動（注意事項、禁止事項の遵守）は契約者に責任をもって指導いただきます。

【施設遵守事項】

- ・マリーナ施設は契約者に限るご利用とさせていただきます。但し、契約者の同伴者を含む関係者の方はこの限りではありません。
- ・マリーナ内ではスタッフの指示に従ってください。
- ・他の方のご迷惑となるような言動、服装は、ご遠慮ください。
- ・公共の場では衣服を着用してください。
- ・クレーン下、給油所、サービス工場など危険な場所へは立入禁止とさせていただきます。
- ・自艇水洗の際、水道の利用は、艇置場所近くの水道ホースをお使いください。
節水へのご協力と、使用後のホースは綺麗に巻き取りをして、必ず止栓頂きますようお願いいたします。
- ・施設利用料金や燃料、修理、部用品代金は、ご利用時若しくは商品の引渡し時に現金又はクレジットカード（浜名湖／三河御津のみ）でお支払いください。また銀行口座自動引落し契約の申込みも承っております。
- ・対人賠償責任及び対物賠償責任を含むモーターボート保険に加入してください。
- ・BAN（ボートレスキューサービス）への加入をお勧めしております。（浜名湖/三河御津のみ）
- ・艇置艇のエンジン、キャビン、ハッチ等の予備鍵一式をマリーナへ預けてください。
予備鍵以外の船舶用品又は金品、物品の預かりは出来ません。
- ・ゴミは分別してゴミ箱へ捨ててください。
- ・粗大ゴミ、不燃ゴミ、生ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・施設外より持ち込まれた物品はお持ち帰りください。
- ・施設のご利用は艇置利用に関するものに限ります。

過度の水道や電気等の使用は別途ご請求いたします。

- ・トレーラー、トラック等での持ち込みによる上下架作業は原則お断りいたします。
ただし、契約艇および修理艇等の搬入出は除きます。
- ・艇置艇の変更をされる場合は必ず事前に申し出てください。
- ・艇置艇の名義変更をされる場合は事前に申し出てください。(事前審査がございます)
- ・危険防止の為、ボートヤード内へ車両を乗り入れないでください。
- ・駐車場及び施設内での車両事故、盗難に関しまして弊社は一切の責任を負いません。
- ・営業時間外に入退場される場合は必ず門扉（チェーンスタンドを含む）を閉めてください。(開放厳禁)
- ・その他施設（シャワールーム、バーベキュースペース、製氷機など）に関するご利用方法は、別紙資料①「各マリーナの施設利用案内」をご覧ください。(浜名湖／三河御津のみ)

【禁止事項】

- ・飲酒運転。
- ・クラブハウス内へのペットのお持ち込み。
- ・マリーナ港内および航路内における、釣りや遊走、トーイング、遊泳。
- ・燃料や毒物、危険物の持ち込み。(ガソリン、シンナー、ガス、花火等)
※富山に限り、艇置艇への給油を目的としたガソリンの持ち込みが可能です。
- ・マリーナ港内での外部排出式トイレの使用及び汚濁水排出。
- ・夜間、ヤード内及び港内での出港目的以外のエンジン継続運転。
- ・施設に対する機能変更および加工、改造。
- ・マリーナヤード内及び海上港内全域における喫煙。
※喫煙は、指定の場所をお願いいたします。
- ・サービス工場内への立ち入り。(工具の貸し出しはいたしません。)
- ・クラブハウス事務所内への入室。
- ・洗車など、契約艇に関する利用以外での施設利用。
- ・敷地内での花火。
- ・ラジコン等の遊具、ローラースケート(ボード)、ドローンの使用。
- ・レンタル営業など、営利目的でのマリーナ利用。
- ・入れ墨、タトゥー(ファッションタトゥーを含む)等の露出。
※各施設内では、露出をしないよう必ずサポーター、テーピング、シャツ等の着用をお願いいたします。

【船の上下架】

- ・陸上艇置契約艇は、帰港日の翌日も出港する場合を除き、帰港時に上架を原則といたします。
- ・営業終了時間を過ぎて帰港された陸上艇置契約艇は翌営業日の上架となります。
帰港されましたらマリーナの指定する栈橋へ一時係留してください。
- ・帰港予定時刻より大幅に遅れ、且つ連絡が取れない場合、救助艇を出動(有料)させる場合があります。
状況により関係機関(海上保安庁、警察、消防署等)に通報する場合があります。
- ・陸上艇置艇の海上継続係留期間は、2日間とさせていただきます。但しマリーナ定休日はこの期間に含みません。
- ・その他浸水等、緊急に上架を要する艇の入港があった場合はマリーナの判断により臨時に艇の上架をする場合があります。

【上下架時間】

三河御津 4月～9月 9：00～17：00 10月～3月 9：00～16：00
浜名湖／富山／熊本 通年 9：00～16：00

【前日下架】

・ 出航予定日の前日（各マリーナ営業日）受付時間までにご予約をお願いいたします。

● 浜名湖／三河御津／熊本 16：00迄

● 富山 14：00迄

ご予約方法：電話／FAX

※受付時間を過ぎた下架作業依頼は受付をお断りさせていただきます。

※前日下架は先着順とさせていただきます、棧橋係留の状況により下架をお断りさせていただく場合があります。

【航海計画】

- ・ 船長は艇長、艇性能、定員、気象状況、出港時の乗員数、航走距離、積載燃料、時間等を考慮した上で、総合的な判断のもと無理のない航海計画を立てマリーナ所定の出港届に漏れなく記入してください。
- ・ 出航前に天気情報や海象情報など気象状況を確認し判断をしてください。

【出航】

- ・ 出航の際には必ず航海計画を立て出港届を提出してください。
- ・ 出港届には通信手段や航行範囲等、漏れなく記入してください。
- ・ 海上での安全確保の為、必ず連絡の取れる通信手段を確保し、出港届に記入後、ご出航ください。
- ・ マリーナ営業時間外（夜間、早朝）の出港は事前に連絡し、出港届は出航前に「出港届けポスト」へ投函してください。（浜名湖の夜間航行は、条例で禁止されております。）
- ・ 宿泊を伴う航海計画の場合、長期間（出航当日の帰港を超えるもの）帰港されない場合は、出港届と共に、必ず内容をマリーナへお伝えください。

【出航（発航）前検査】

- ・ 出航（発航）前検査は法令により船長の義務となっております。必ず実施してください。
- ・ 出航（発航）前検査項目は、別紙資料②「発航前検査チェックリスト」をご参照ください。

【帰港】

- ・ マリーナに帰港されましたら、帰港連絡と共に出航届に帰港時間および帰港確認サインをしてください。
- ・ 帰港予定時刻を変更する場合は、必ず事前にマリーナへご連絡ください。
- ・ 帰港予定時間を過ぎて連絡が取れない場合は、状況を考慮した上で遭難対象として海上搜索活動を開始する場合があります。この場合の搜索費用は利用料金表に基づきお客様のご負担となります。
状況により関係機関（海上保安庁、警察、消防署等）に通報する場合があります。

【航行時の注意】

- ・ ライフジャケットを着用し、法令を遵守してください。
- ・ 船舶検査証書、船舶検査手帳、海技免状を携行してください。
- ・ 船舶検査済票の表示、規定数の法定安全備品の搭載、義務付け設備の確認を行ってください。
- ・ 携帯電話を必ず搭載し、連絡の取れる状態としてください。

- ・航行不能及び航行不能が予想される艇、法定事項を満たしていない艇の下架および出港は禁止いたします。
- ・夜間航行検査の未取得、または夜間航行設備の無い艇は夜間出港を禁止いたします。
(浜名湖は、条例により夜間航行は禁止です。)
- ・夜間出航中に停泊される場合は白灯(全周灯)を点灯して下さい。また、騒音により他の船舶や近隣住民の迷惑にならないよう、十分配慮してください。
- ・漁業協同組合との申し合わせ事項やマリーナの定める航行水域制限等（各マリーナ掲示板等でご案内）を遵守してください。
- ・操業中の漁船、敷設漁具に対しては安全距離を確保し、海難事故や漁網の損傷事故を起こさないよう注意してください。
- ・浅瀬では見張りを強化し、潮位に注意していただくと共に出来る限り航行は避けてください。

【港内航行】

- ・出帰港の際、海上艇置艇等 他の係留艇への影響を考慮し、引き波を立てない速度(目安 3kt)での航行を厳守してください。
- ・港内航行は出港艇優先とし右側航行、右小回り、左大回りを厳守してください。
- ・工事等による臨時的制限注意事項はクラブハウスの案内板に掲示しますので、適宜確認をお願いします。

【出港停止・避難】

- ・気象、海象等により、出港を禁止又は一部制限する場合があります。各マリーナの基準は次の通りです。

出港停止基準	浜名湖	三河御津	富山	熊本
風速	最大瞬間風速 13m以上又は平均風速 8m以上に達し、マリーナが停止判断をしたとき。	最大瞬間風速 13m以上又は平均風速 8m以上に達し、マリーナが停止判断をしたとき。	最大瞬間風速 13m以上又は平均風速 8m以上に達し、マリーナが停止判断をしたとき。	最大瞬間風速 13m以上又は平均風速 8m以上に達し、マリーナが停止判断をしたとき。
波高	外洋波高3.0m以上の場合外洋出航停止	三河湾内での波高が2mに達し、マリーナが停止判断をしたとき。	外洋での波高が2.5mに達し、マリーナが停止判断をしたとき。	外洋での波高が2.5mに達し、マリーナが停止判断をしたとき。
	外洋波高2.5m以上の場合、25f以下の艇は外洋出航停止			
視界	波浪等により海上視程距離が500m以下に達し、マリーナが停止判断をしたとき。	波浪等により海上視程距離が500m以下に達し、マリーナが停止判断をしたとき。	波浪等により海上視程距離が500m以下に達し、マリーナが停止判断をしたとき。	波浪等により海上視程距離が500m以下に達し、マリーナが停止判断をしたとき。
気象/海象予報	気象および海象の予想によりマリーナが停止判断をしたとき。	気象および海象の予想によりマリーナが停止判断をしたとき。	気象および海象の予想によりマリーナが停止判断をしたとき。	気象および海象の予想によりマリーナが停止判断をしたとき。

※各マリーナの基準とする気象予報媒体

浜名湖/天気.jp

三河御津/天気.jp

富山/射水市防災気象情報

熊本/天気.jp

(<https://tenki.jp/>)

【緊急事態発生時】

- ・ 緊急事態が発生した場合は携帯電話で速やかにマリーナへ連絡をしてください。
帰港後に事態の概要やその場での処置内容などをマリーナへ報告してください。
マリーナと連絡が取れない場合は船長の判断によりBAN、海上保安庁(118番)または警察（浜名湖内の場合）へ連絡してください。
- ・ マリーナによるレスキュー活動および曳航等の費用は、お客様の負担とさせていただきます。

【規約の改定】

- ・ スズキマリーナ利用規約は、関係法令の改正やマリーナ施設の変更等があった場合、又弊社の判断により必要が生じた場合、予告なく改定をさせていただきます。
- ・ 変更後の規約内容は、ホームページその他弊社所定の方法で通知するものとします。
- ・ 変更後の規約はすべての会員に及ぶものとします。

資料 ① スズキマリーナ三河御津 施設利用案内

【ICカード】

- ・マリーナの各ゲート開錠はICカードによって管理しております。ICカードはご契約者に1枚配布いたします。解約時は返却してください。尚、紛失の際は必ず申し出てください。

【シャワールーム】

- ・シャワールームは1F、2Fにあります。
営業時間外は2Fのみご利用可能です。※営業時間外は施錠されております。開錠にはICカードが必要です。

【ロッカー】

- ・ロッカーの鍵は各自責任をもって管理して頂き、紛失された場合は、当該鍵の交換に要した費用（鍵、シリンダーの代金及びその工賃を含みます）をご請求させていただきます。

【トイレ】

- ・クラブハウス1F、2F、サービス工場横にあります。
営業時間外はクラブハウス2F及びサービス工場横のみご利用可能です。
※クラブハウス2F入口は、営業時間外は施錠されております。開錠にはICカードが必要です。

【製氷機】

- ・クラブハウス テラス席横にあります。
ご自由にご利用下さい。（氷は食べられません）

【バーベキュースペースのご利用】

- ・バーベキュースペースのご利用は、ご予約下さい。テーブル／イスの貸出（無料）も行っております。
- ・バーベキューの準備・片付けは、利用者が責任をもって行ってください。

【港内航行】

- ・港内では右側を航行し、出帰港の際には必ずスズキマリーナ専用の内防波堤出入口を通航してください。

【給油作業】

- ・海上艇置契約艇への給油作業依頼は、燃料費とボート移動作業費用が掛かります。

【レンタル用品】

- ・スキーバケット等の遊具、及びマリクラブ（会員）のボートのレンタル（有料）も行っております。
上記はそれぞれ、ご利用の2か月前より予約受付いたします。

資料 ① スズキマリーナ浜名湖 施設利用案内

【シャワールーム】

- ・シャワールームはご自由にお使いください。
使用後は、次に利用する方の為に清潔に保っていただくようお願いします。

【ロッカー】

- ・ロッカーの鍵は各自責任をもって管理していただき、紛失された場合は、鍵の交換に要した費用（鍵、シリンダーの代金及びその工賃を含みます）をご請求させていただきます。

【トイレ】

- ・クラブハウス 1F、2F にごございます。
営業時間外は 1F のみご利用可能です。※営業時間外は施錠されております。開錠には暗証番号が必要です。

【2F ティーラウンジ】

- ・2F ティーラウンジは、ご自由にお使いいただけます。
※小さなお子様には、手すりやバルコニーから落ちない様、保護者の方がご注意願います。

【製氷機】

- ・ハーバー工場横にごございます。
ご利用の際は、備え付けのスcoopで必要な分をご利用願います。
- ・氷は食べられません。

【水道】

- ・ヤード内の水道水は飲用ではありません。

資料 ② 発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。
発航前検査の検査義務違反は行政処分の対象となります。

エンジン始動前の検査

船体の検査

- 船体に亀裂や破損は無いですか。
- エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。

エンジンの検査

- 燃料は航海計画に対して十分ですか。
- 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
- 燃料フィルタやセジメンタ（油水分離器）にゴミ詰まりや水分の混入はないですか。
- エンジンオイル（潤滑油）は適量ですか。
- キングストンバルブは開いていますか。冷却用清水は適量ですか。※対象の場合
- バッテリーターミナルは十分締め付けられていますか。

救命胴衣等その他の検査

- 小型船舶操縦士免状は携帯されていますか。
- ライフジャケットを着用しましたか。
- 法定安全備品は必要な数／種類が搭載されていますか。
- 検査証書／手帳は搭載されていますか。
- 通信手段に問題はありませんか。
- 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。

エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- 機関回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、および電圧計は正常値を示していますか。
- 冷却用の海水は普段どおりの量および勢いで排出されていますか。
- エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。